

小牧市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 6 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市条例第 3 4 号

小牧市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

小牧市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年小牧市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第６条の２第１項中「職員、」を「職員（放課後児童健全育成事業者の職員をいう。以下同じ。）」に改める。

第７条中「放課後児童健全育成事業において」及び「（第１０条に規定する放課後児童支援員及び補助員を含む。）」を削る。

第８条第１項中「放課後児童健全育成事業者の職員（以下「職員」という。）」を「職員」に改める。

第１０条第２項ただし書中「第４項」の次に「及び第５項」を加え、同条中第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、放課後児童支援員とみなすことができる。

(1) 前項各号のいずれかに該当する者であって、補助員となった日の属する年度の翌年度の末日までに同項に規定する研修を修了する予定であるもの

(2) 補助員であって、前項各号のいずれかに該当する者となった日の属する年度の翌年度の末日までに同項に規定する研修を修了する予定であるもの

第１２条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第６条の２第１項、第７条、第８条第１項及び第１２条の改正規定は、公布の日から施行する。